

あなたの農業ライフを応援

種子購入と土づくり対策の費用を補助します



◆指定特産物の種子購入費用助成

指定特産物の種子などを一定量以上購入した農家の方に、経費の一部を助成します。

■対象者 / 特定の種子を購入し、市内で栽培する農家※年度内に支払いをした種子が対象。

■対象作物の購入量と補助率

指定作物	種子量の下限	補助率	指定作物	種子量の下限	補助率
黒大豆	1.0 kg	1/4	栗	5 本	1/2
小豆	1.5 kg	1/2	スイートコーン	2,000 粒	1/4
山の芋	50 kg	1/3	ブルーベリー	15 本	1/3
麦	—	1/4	若松	5 本	2,000 円 / 本
黒ごま	10,000 粒	1/4			

※黒大豆は枝豆出荷を含む。※麦は集落営農組織のみ。
※栗 1 本当たりの上限は 500 円。※黒ごまはコート種子のみ。

■必要書類 / ①特産物種子等購入補助金交付申請書②領収書の写し※申請書に購入事業所の証明がある場合は不要③補助金請求書※様式は、各支所・農協営農経済センターに設置。

◆土づくり対策事業補助金

■対象者 / 肥料販売業務開始の届出をしている業者から、市内で生産された堆肥を一定量（1 回 1.5 トン）以上購入し、かつ散布を実施した農家など。
※災害復旧事業により復旧した農地に市島ユーキ堆肥を使用する場合は、取り扱いが異なりますのでご連絡ください。

■堆肥の購入単位と補助額

購入単位	補助額
機械散布 1 台（約 1.5 トン）	1,000 円

■必要書類 / ①土づくり対策事業補助金交付申請書②領収書の写し※市島有機センター利用の場合は不要③補助金請求書※様式は、各支所・農協営農経済センターに設置。

☎農協営農経済課（春日庁舎内） ☎ 88 - 5028

ふるさと寄附金の記念品

提供事業者を募集！

昨年の 8 月 1 日から、ふるさと寄附金制度の記念品贈呈基準を「市外在住の 1 万円以上の個人寄附者」に見直しました。納付促進と特産品などの魅力発信を目的とした、市外居住の寄附者への記念品贈呈のため、提供事業者を募集します。

■対象事業者 / 市内に本社（本店）、支社（支店）および事業所、工場がある企業または個人事業者であること。

■記念品の要件 / ①丹波市を PR し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品であること。
②市内で生産・製造、もしくは加工されているもの、市内の原材料を使用しているもの。
③食品などの加工品、訪問・体験型（食事券、体験イベント）の記念品も可能。

☎農協総合政策課（氷上庁舎内） ☎ 82 - 0916

大豆共済に

加入しませんか



近年、異常気象や不安定な天候により、自然災害が多発しています。大豆は、降雨による播種・収穫時期の遅れ、生育期間中の低温・日照不足など天候の影響を受けやすい作物です。万一に備え、大豆共済への加入をおすすめします。

■加入資格 / 大豆を 5 アール以上作付している農家または営農組合

■加入対象作物 / 大豆※枝豆として収穫する場合を除く。

■補償内容 / 耕地一筆ごとに損害評価を行い、共済金を支払う「一筆方式」で、耕地一筆につき 7 割まで補償。

■補償期間 / 発芽期（または移植期）から収穫まで

■補償対象 / 風水害・干害・湿潤害などの気象が原因の災害や鳥獣害・病虫害・火災で 3 割以上の減収が認められた被害。

■申込締切 / 6 月 9 日（金）

☎農協農業振興課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1474

平成 29 年度

介護保険料が決まりました

☎介護保険課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1049

平成 29 年度は、国の保険料軽減施策として、消費税を財源とした第 1 ～ 3 段階の介護保険料の軽減を予定していました。消費税の引き上げ延期により、平成 27 ・ 28 年度と同様の介護保険料額になることが決定しました。個人別の年間保険料額は、6 月中旬から下旬に通知します。

■介護保険料所得段階別年間保険料額

段階	対象者	保険料額
第 1	①生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方②世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得の合計が 80 万円以下の方	21,120 円 基準額 × 0.35
第 2	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	38,020 円 基準額 × 0.63
第 3	世帯全員が市民税非課税で、第 1 段階および第 2 段階に該当しない方	45,270 円 基準額 × 0.75

第 4	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	53,110 円 基準額 × 0.88
第 5	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者があり、第 4 段階に該当しない方	60,360 円 基準額 × 1.0
第 6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	72,430 円 基準額 × 1.2
第 7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の方	78,460 円 基準額 × 1.3
第 8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の方	90,540 円 基準額 × 1.5
第 9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の方	102,610 円 基準額 × 1.7
第 10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上の方	114,680 円 基準額 × 1.9

7 月は切り替え時期

福祉医療費受給者証

7 月 1 日から医療費の一部を助成する福祉医療費助成制度の受給者証が切り替わります。高齢期移行・乳幼児等・こども・母子家庭等・重度障害者（高齢）などが対象です。受給資格のある方には、6 月末に新しい受給者証を送付します。

■母子家庭等医療 / 母子家庭等医療費助成を受ける場合は、現況届の提出が必要です。対象者には 5 月中旬に届出書を送付しています。

■高齢期移行医療 / 65 ～ 69 歳の方を対象とした老人医療費助成制度が廃止され、7 月 1 日から「高齢期移行助成制度」が創設されます。新たに制度の対象となられる方には、65 歳になる月の前月に別途案内文を送付します。

※平成 29 年 7 月 1 日より前から老人医療費助成制度の対象者の制度内容に変更はありません。

☎国保・医療課（氷上保健センター内） ☎ 82 - 6690

丹波市奨学金

がんばる高校生を応援！

市では、将来社会に貢献する人材の育成をめざして奨学金を給付しています。

■対象 / 次の①～④をすべて満たす方

①市内在住者②高等学校または高等専門学校に在学する方③低所得世帯で経済的な理由により就学が困難な方④他の奨学金などを受けていない方

■奨学金 / 6,000 円（月額）

■提出書類 / ①奨学金給付申請書②誓約書③生計を一にする方全員の平成 29 年度所得・課税証明書（平成 28 年分の所得等が記載されたもの）
④在学証明書※申請書は、学事課・各支所に設置。
※毎年度申請が必要。

■受付期間 / 6 月 9 日（金）～ 30 日（金）

■選考方法 / 奨学生選考委員会で選考します。

■給付方法 / 年 3 回（8 月、1 月、3 月）

☎学事課（山南庁舎内） ☎ 70 - 0880



「鉄道のお得で便利な乗り方」講座 Vol.12



【ジパング倶楽部で切符が割引】編

皆さんはJRの「ジパング倶楽部」をご存じですか。ジパング倶楽部とは、JRグループ旅客6社（北海道旅客鉄道・東日本旅客鉄道・東海旅客鉄道・西日本旅客鉄道・四国旅客鉄道・九州旅客鉄道）が主に高齢者向けに提供する、有料の会員組織です。JR切符や提携ホテルの宿泊費の割引などが受けられるお得な制度です。入会には年齢の制限があり、年会費が必要です。

- 対象 / 日本在住で、男性：満65歳以上、女性：満60歳以上。夫婦の場合は、どちらかが満65歳以上。
- 特典1 / 日本全国のJRきっぷが年間20回まで最大30%割引。
- 特典2 / ジパング倶楽部ならではの魅力的な旅の提案。

■特典3 / JRホテルグループの宿泊料金が割引。詳しくはJR西日本ジパング倶楽部事務局までお問い合わせください。
JR西日本ジパング倶楽部事務局 ☎ 0570-01-2809
営業時間：午前10時～午後5時※土・日・祝日は休業

丹波市福知山線利用増進事業補助金を併用するとさらにお得になります。補助金は、JR福知山線を利用して3人以上の個人、団体・グループで旅行され、補助の要件に該当する場合、鉄道運賃の一部を補助する制度です。併せてご利用ください。

〈今回は8月20日号で西Naviについて掲載予定〉

☎ 閬都市住宅課（春日庁舎内） ☎ 74 - 2364

企業・事業所の皆さんへ 人権学習会の開催を支援



人権が尊重される職場づくりや企業活動を推進するため、企業・事業所が自主的に開催される人権学習に講師を派遣します。

- 対象 / 市内の企業・事業所で開催される、参加人数がおおむね10人以上の人権学習会
- 対象研修 / 人権全般をテーマにしたもの。テーマについて、相談に応じます。
- 補助内容 / 旅費を含む講師謝金を市が負担します。※企業・事業所は会場の予約、設営、進行、片付け、また講師の送迎、湯茶等の準備を負担ください。
- 申込方法 / 開催日の4週間前までに所定の申込用紙に記入して提出。FAX受付可。詳細は、ホームページでご確認ください。

☎ 閬人権啓発センター（氷上住民センター内）
☎ 82 - 0242 FAX82-4370

男女共同参画週間の キャッチフレーズが決定



「男女共同参画週間」のキャッチフレーズが決定しました。『男で○（マル）、女で○（マル）、共同作業で◎（ニジュウマル）』。

平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されたことから、毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」と定められています。

この週間には、男女共同参画の目的や理念の浸透を図ることをめざし、毎年度、キャッチフレーズが掲げられます。

今年度は、「女性も男性も、自らの意思により個性と能力を発揮して活躍できる職場を作るためのキャッチフレーズ」として応募総数3,050点の中から最優秀賞が決定されました。あなたの職場も共同作業で◎に取り組みましょう。

☎ 閬人権啓発センター（氷上住民センター内）
☎ 82 - 0242

ごみステーションなどでの拠点回収はできません



事業系ごみの適正処理をお願いします

営利・非営利関係なく、事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系廃棄物（事業系ごみ）といいます。事業活動に伴って生じる廃棄物については、事業者自らの責任による処理が義務づけられています。

◆事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃棄物処理法で規定された20種類の廃棄物以外のものをいいます。事業者が自ら処理する場合のほか、市が指定する処理施設で処理することができます。

■廃棄申請方法

事前に所定の廃棄物排出計画書（施設利用申込書）を提出してください。搬入物の種類や量、減量化の取り組みなどを確認します。確認後に交付される「丹波市一般廃棄物処理施設搬入許可証」を搬入時に持参してください。

※分別基準が守られない場合は搬入できません。

海外交換留学の 渡航費を補助します



市内の国際交流団体やその他の非営利団体などが実施する、海外交換留学事業に参加する小中高生などに、渡航費の一部または全部を補助します。

■補助対象者 / 国際交流団体やその他非営利団体などが実施する海外交換留学事業に参加する①市内在住の小中高生②引率者③介助者

■補助金額

- ①小中高生③介助者：補助対象経費の4分の1 ※上限50,000円
 - ②引率者：補助対象経費の全額 ※上限250,000円
- 補助要件など、詳細は丹波市国際交流協会へお問い合わせください。

☎ 閬人権啓発センター（氷上住民センター内）
☎ 82 - 0242
国際交流協会 ☎ 72-5880

■搬入方法

- ①自ら指定施設に搬入する。搬入に使用する車両は、原則1台のみで、市の指定ごみ袋は利用できません。
- ②一般廃棄物収集運搬許可業者へ搬入を委託する

◆蛍光灯・廃プラスチックについて

事業活動に伴って生じる蛍光灯・廃プラスチックは、産業廃棄物です。産業廃棄物は市では処理できません。処理方法は、一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会へお問い合わせください。

☎ 閬環境整備課（丹波市クリーンセンター内）

☎ 78 - 9999

一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会

☎ 078 - 381-7464

水道コラム 水の硬度と味の関係



水には「軟水」と「硬水」と呼ばれるものがあることをご存じですか。水1000ml中に含まれるカルシウムやマグネシウムの量を「硬度」といいます。硬度が0～60mg/l未満を軟水、60～120mg/l未満を中硬水、120～180mg/l未満を硬水と呼び、日本に多い「軟水」はお茶・コーヒーや調理に適しています。

硬度は水の味に影響を与えます。一般に、硬度の高い水は口に残るような味がし、低いと淡泊でコクの無い味に感じると言われています。適度に硬度のある水が、まろやかでおいしい水と呼ばれます。1984年に旧厚生省（現厚生労働省）がおいしい水の7つの要件を示していて、10mg～100mg/l程度の適度な硬度であることも要件の1つです。

☎ 閬水道部 工務課（柏原支所内）
☎ 72 - 0605